

○たつの市伝統的建造物群保存地区保存事業補助金交付規則

令和元年5月17日

規則第13号

改正 令和3年3月1日規則第5号

(趣旨)

第1条 この規則は、たつの市伝統的建造物群保存地区保存条例（平成30年条例第21号。以下「条例」という。）第9条の規定に基づき、保存地区内の土地又は建築物等の所有者等が行う修理、修景等に対する経費に対し、予算の範囲内でたつの市伝統的建造物群保存地区保存事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 伝統的建造物 保存計画で伝統的建造物に決定された物件をいう。
- (2) 保存地区 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第142条に規定する伝統的建造物群保存地区をいう。
- (3) 保存計画 条例第3条に規定する保存地区の保存に関する計画をいう。
- (4) 建築物等 保存地区内における建築物その他の工作物をいう。
- (5) 所有者等 建築物等の所有者及び管理責任者をいう。

(交付対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、保存地区内の土地又は建築物等の所有者等であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 保存計画に基づく事業を行うもの
- (2) 市税を滞納していないもの

(補助対象となる事業の種類等)

第4条 補助金の交付の対象となる事業の種類、補助対象経費、補助率及び補助限度額は、別表に定めるとおりとする。ただし、補助対象経費が10万円以下のものは補助対象としない。

- 2 補助金の額は、別表補助対象経費欄に掲げる区分ごとに、同表補助率欄に掲げる率を乗じて得た額とし、同表補助限度額欄に掲げる額を上限とする。この場合において、当該額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(交付申請)

第5条 前条に規定する補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、伝統的建造物群保存地区保存事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 収支予算書（様式第2号）

- (2) 設計図書（工事内容が確認できるもの）
- (3) 工事費見積書及び見積明細書
- (4) 現況カラー写真
- (5) 市税の完納証明書
- (6) その他市長が必要と認める書類
（交付決定等）

第6条 市長は、前条に規定する申請書を受理したときは、その内容を審査するとともに必要に応じて現地調査を実施し、当該申請が適当であると認めたときは、補助金の交付を決定（以下「交付決定」という。）し、伝統的建造物群保存地区保存事業補助金交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項に規定する審査の結果、補助金を交付しないことを決定したときは、その理由を付して伝統的建造物群保存地区保存事業補助金却下通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

（変更申請等）

第7条 前条第1項の規定により交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、申請内容を変更しようとするときは、あらかじめ伝統的建造物群保存地区保存事業補助金変更交付申請書（様式第5号）に市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項に規定する申請書を受理したときは、その内容を審査し、当該申請が適当であると認めたときは、補助金の交付の変更を決定し、伝統的建造物群保存地区保存事業補助金変更交付決定通知書（様式第6号）により、補助事業者に通知するものとする。

（実績報告）

第8条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、伝統的建造物群保存地区保存事業補助金実績報告書（様式第7号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 収支報告書（様式第8号）
- (2) 実施設計図書
- (3) 補助事業の経過及び成果を証する書類
- (4) 完成カラー写真
- (5) その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第9条 市長は、前条に規定する実績報告書を受理したときは、その内容を審査するとともに必要に応じて現地調査を実施し、当該報告が適当であると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、伝統的建造物群保存地区保存事業補助金交付確定通知書（様式第9号）により、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第10条 市長は、前条に規定する補助金の額を確定した後、補助金を交付するものとし、補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、伝統的建造物群保存地区保存事業補助金交付請求書(様式第10号)を市長に提出するものとする。

(交付決定の取消し)

第11条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により交付決定を受けたとき。
- (2) 交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(補助金の返還)

第12条 市長は、前条に規定する交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて返還を命ずるものとする。

(書類の整備)

第13条 補助事業者は、補助事業の状況及び収支その他関係書類を整備し、補助事業完了の翌年度から5年間保管しなければならない。

(補則)

第14条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年3月1日規則第5号)

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

別表 (第4条関係)

事業の種類	補助対象経費	補助率	補助限度額 (万円)
伝統的建造物の修理	建築物(主屋・離れ・土蔵・納屋・寺社)	8/10	800
	その他の工作物(門・塀)		300
伝統的建造物以外の建築物	建築物	6/10	600

等の修景		要する経費	
	その他の 工作物	保存計画の修景基準に基づき修景するた めに要する経費	200

様式第1号(第5条関係)

伝統的建造物群保存地区保存事業補助金交付申請書

年 月 日

たつの市長 様

申請者 住所
氏名
電話 ()

〔法人にあつては、主たる
事務所の所在地、名称、
代表者の氏名〕

下記の事業について、たつの市伝統的建造物群保存地区保存事業補助金交付規則第5条の規定により、関係書類を添えて、補助金の交付を申請します。

記

事業の種類	伝統的建造物の修理・伝統的建造物以外の建築物等の修景
	建築物・その他の工作物
事業実施の場所	たつの市
事業の内容	
交付申請額	円
事業着手予定年月日	年 月 日
事業完了予定年月日	年 月 日

添付書類

- (1) 収支予算書(様式第2号)
- (2) 設計図書(工事内容が確認できるもの)
- (3) 工事費見積書及び見積明細書
- (4) 現況カラー写真
- (5) 市税の完納証明書
- (6) その他市長が必要と認める書類

様式第2号（第5条関係）

収支予算書

1 収入の部

科目	予算額	摘要
市補助金	円	
自己負担金	円	
	円	
	円	
計	円	

2 支出の部

科目	予算額	摘要
	円	補助対象経費
	円	
	円	
	円	
計	円	

様式第3号（第6条関係）

伝統的建造物群保存地区保存事業補助金交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

たつの市長



年 月 日付で申請のあった事業について、下記のとおり交付することに決定したので、たつの市伝統的建造物群保存地区保存事業補助金交付規則第6条第1項の規定により通知します。

記

事業の種類	
事業実施の場所	たつの市
事業の内容	年 月 日付で申請のあった事業のとおり
総事業費	円
補助対象経費	円
交付決定額	円
交付の条件	(1) 補助事業者は、たつの市伝統的建造物群保存地区保存事業補助金交付規則の規定に従わなければならない。 (2) 補助金の交付を受けた部分の現状変更行為等を行うときは、あらかじめ市長に申し出なければならない。 (3) 虚偽の申請など、偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたことが発覚したときは、補助事業者に対し、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を求めることがある。

様式第4号（第6条関係）

伝統的建造物群保存地区保存事業補助金却下通知書

第 号
年 月 日

様

たつの市長



年 月 日付けで申請のあった事業について、下記のとおり交付することを却下したので、たつの市伝統的建造物群保存地区保存事業補助金交付規則第6条第2項の規定により通知します。

記

却下の理由

様式第5号（第7条関係）

伝統的建造物群保存地区保存事業補助金変更交付申請書

年 月 日

たつの市長 様

申請者 住所
氏名
電話 ()

〔法人にあつては、主たる
事務所の所在地、名称、
代表者の氏名〕

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあつた事業について、下記のとおり変更したいので、たつの市伝統的建造物群保存地区保存事業補助金交付規則第7条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

事業実施の場所	たつの市
変更の理由	
変更の内容	
変更後総事業費	円
変更後補助対象経費	円
変更後補助金交付申請額	円
変更による補助金増減額	円

添付書類

(1) 市長が必要と認める書類

様式第6号（第7条関係）

伝統的建造物群保存地区保存事業補助金変更交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

たつの市長 

年 月 日付けで変更交付申請のあった事業について、下記のとおり変更して交付することに決定したので、たつの市伝統的建造物群保存地区保存事業補助金交付規則第7条第2項の規定により通知します。

記

事業実施の場所	たつの市
事業の内容	年 月 日付けで変更交付申請のあった事業 のとおり
総事業費	円
補助対象経費	円
交付決定額	円
今回増減する補助金の額	円
交付の条件	(1) 補助事業者は、たつの市伝統的建造物群保存地区保存事業補助金交付規則の規定に従わなければならない。 (2) 補助金の交付を受けた部分の現状変更行為等を行うときは、あらかじめ市長に申し出なければならない。 (3) 虚偽の申請など、偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたことが発覚したときは、補助事業者に対し、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を求めることがある。

様式第7号（第8条関係）

伝統的建造物群保存地区保存事業補助金実績報告書

年 月 日

たつの市長 様

申請者 住所
氏名
電話 ()

〔法人にあつては、主たる
事務所の所在地、名称、
代表者の氏名〕

年 月 日付け 第 号により交付決定通知のあつた事業を下記のとおり実施したので、たつの市伝統的建造物群保存地区保存事業補助金交付規則第8条の規定により、その実績を報告します。

記

事業実施の場所	たつの市
事業の内容	
総事業費	円
補助対象経費	円
交付決定額	円
事業着手年月日	年 月 日
事業完了年月日	年 月 日

添付書類

- (1) 収支報告書（様式第8号）
- (2) 実施設計図書
- (3) 補助事業の経過及び成果を証する書類
- (4) 完成カラー写真
- (5) その他市長が必要と認める書類

様式第8号（第8条関係）

収支報告書

1 収入の部

科目	報告額	摘要
市補助金	円	
自己負担金	円	
	円	
	円	
計	円	

2 支出の部

科目	報告額	摘要
	円	補助対象経費
	円	
	円	
	円	
計	円	

様式第9号（第9条関係）

伝統的建造物群保存地区保存事業補助金交付確定通知書

第 号
年 月 日

様

たつの市長



年 月 日付で報告のあった実績報告書を審査した結果、下記金額を当該事業に対する補助金として交付することを確定したので、たつの市伝統的建造物群保存地区保存事業補助金交付規則第9条の規定により通知します。

記

補助金交付確定額 金 _____ 円

様式第10号 (第10条関係)

伝統的建造物群保存地区保存事業補助金交付請求書

年 月 日

たつの市長 様

申請者 住 所
氏 名
電話番号 ()

(法人にあつては、主たる
事務所の所在地、名称、
代表者の氏名)

年 月 日付け 第 号により交付確定を受けた伝統的建造物群
保存地区保存事業補助金について、たつの市伝統的建造物群保存地区保存事業補助金
交付規則第10条の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 請求金額 金 _____ 円

2 振込先指定口座

金融機関名	銀行・信用組合 信用金庫・農協	金融機関 コード					
支店名	本店・支店 出張所	支店コード					
預金種別	普通・当座 (いずれかに○)						
口座番号							
フリガナ							
口座名義人							

(注意事項)

- ・請求金額の訂正は無効です。
- ・口座名義人は、申請者と同一人としてください。

様式第1号 (第5条関係)
様式第2号 (第5条関係)
様式第3号 (第6条関係)
様式第4号 (第6条関係)
様式第5号 (第7条関係)
様式第6号 (第7条関係)
様式第7号 (第8条関係)
様式第8号 (第8条関係)
様式第9号 (第9条関係)
様式第10号 (第10条関係)